

令和4年度 第2回加西市人権教育・啓発推進懇話会 議事録

日 時	令和4年5月20日（金） 午後1時30分～2時30分
場 所	加西市役所 多目的ホール
議 題	加西市人権擁護に関する条例（仮称）最終素案の検討等について （1）条例の最終素案について （2）今後のスケジュールについて （3）その他

## 1. 開 会

座長

いよいよ最後の会となった。条例案については詰めさせていただくが、条例案は特殊で専門的であるので、堅苦しく考えずに、各団体からの要望や提言ということでお願いしたい。どうぞ、よろしくお願いします。

## 2. 協議事項

### （1）条例の最終素案について

- a. 【事務局より資料1「加西市人権擁護に関する条例（仮称）最終素案」に基づき、最終素案の条例文体について説明】

座長

条例の文体について、市の判断によると思うが、「ですます調」が良いか、「言い切り形」で良いか、委員のアンケートを挙手で取りたい。この結果を参考としていただきたい。

（委員から異議なし）

座長

では、案①の前文・条文ともに「言い切り形」が良い人は挙手をお願いします。

（全員挙手）

座長

満場一致で決定した。それでは、「言い切り形」で制定をお願いします。

b. 【事務局より資料2「加西市人権擁護に関する条例（仮称）【最終素案】説明資料」に基づき、最終素案における変更点について説明】

座長

第1回懇話会でのA委員のソーシャル・インクルージョンについて、事務局の検討結果を求めたい。

事務局

本条例には、それぞれの個性が尊重されるような多様な価値観を許容することのできる社会という考えを入れたい。その考えは、つまり、誰も差別されたり排除されたりしない相互共生的な社会が構築されることが重要である。ソーシャル・インクルージョンは、さまざまな個性を持つ人を、その多様性を含めて個性として、そのまま社会の中に包摂することを意味している。

社会的包摂という言葉を使用することも考えられたが、事務局としては、SDGSも踏まえ、「社会的包摂」という言葉よりも、カタカナ語になるが、「ソーシャル・インクルージョン」という言葉を、ぜひ入れたいとの思いがある。また、定義の説明の仕方について、法制担当とも協議したところ、第4条第2項のように、括弧書きで説明を加える方法や、現状のように定義にあえて表記する方法等を協議したが、現行のようにする方がすっきりするとの意見に落ち着いた。

A委員

理解が出来ているような、出来ていない感じである。担当が理解されているようなら良い。

座長

他に意見はないか。

B委員

第3条であるが、主語・述語の関係でみれば、「人権尊重のまちづくりは、」にかかる「取り組まなければならない」とあるのを、「取り組まれなければならない」と修正すべきである。

座長

そのように訂正をお願いします。

座長

私から1つ質問がある。条例制定後は、審議会は市の附属機関となる。条例改正する場合、議会の議決があるので縛り過ぎない方がよいのではないか。

事務局

ご指摘いただいた縛り過ぎない方がよいという点については、先ほど事務局からの差し替

え資料に基づいた委員の構成に係る説明の中で、具体的な職業である「弁護士」という文言は削除させていただいた。また、審議会の設置について、委員の構成、定数や任期などの細かな部分は条例から削除して、条例とは別に規則等で定めることについても、事務局で協議した。結論から言うと、現在の第10条に記載されている内容について、条例施行後に改正する可能性は極めて低いことから、事務局としては、このまま最終素案どおりに記載させていただきたい。

座長

了解した。

**c. 【事務局より資料2「加西市人権擁護に関する条例（仮称）【最終素案】説明資料」に基づき、市民と事業者の「役割」と「責務」について説明】**

座長

C先生から補足説明をお願いしたい。

座長職務代理者

3点整理したい。1点目は他市の条例の状況である。事務局に確認すると、全国的には役割と責務は、半々であるとのこと。国の法律では、国民の責務とある。2点目は、社会の情勢である。ネットなどの誹謗中傷により、木村花さんの事件もあるが、生命までも奪ってしまう状況があり、刑法改正案も国会で審議入りしている。このことから、将来的には人権侵害に対して、厳罰化していく流れがある。正当な批判と他人を傷つける中傷は、はっきり区別する必要がある。3点目は、加西市の条例の規定の状況である。男女参画の条例では責務になっていた。

審議の結果、「責務」となれば、第6条と第7条の条文は、そのまま大丈夫であるが、「役割」するならば、各々の条文は「努めなければならない」を「努めるものとする」という表現に直す必要がある。

座長

最終的には法制担当と相談して事務局で決定していただきたいが、審議会として多数決を取りたい。

座長

責務が良い方は挙手をお願いします。

(11名が挙手)

座長

役割が良い方は挙手をお願いします。

(2名が挙手)

座長

それでは「責務」にしていだければと思います。

**d. 【事務局より資料2「加西市人権擁護に関する条例（仮称）【最終素案】説明資料」に基づき、  
条例名称について説明】**

座長

事務局より4つの案が提示された。審議会の決定事項とは言わないので、最終決定は市の  
決裁で決定していただきたい。これも委員の挙手でアンケートを取りたい。

座長

1つ目の「加西市人権尊重のまちづくり条例」が良い方。

(8名が挙手)

座長

2つ目の「加西市人権を尊重し多様性を認め合う平和な街づくり基本条例」が良い方。

(1名が挙手)

座長

3つ目の「加西市人権文化をはぐくむまちづくり条例」が良い方。

(挙手なし)

座長

4つ目の「加西市人権尊重のあたたかいまちづくり条例」が良い方。

(4名が挙手)

座長

このような結果になった。どれも間違いではないので、後は市に任せるとする。

**d. 【座長からの提案：それぞれの団体から提言や要望】**

A委員

シニアクラブの会員に聞いたが、大した意見は無かった。若い人が頑張る世の中になってきたので、シニアクラブとして、これからは見守っていく。

B委員

人権啓発員、市人教会長として、ここ3年程度、北条中学校、加西中学校、善防中学校の人権作文発表会に参加した。木村花さんの話ほどの学校でも出てきた。子供たち自身がインターネットやSNSの怖さを感じている。自分自身が中学生の人権作文から学ぶこともある。

D委員

人権啓発員をしているが、小さい時から人権の問題は大切ということを教えることが大事である。そうすれば大人になったときに、人権についてそこまで嫌がるようにはならないのではないか。先ほど中学生の人権作文の話があったが、中学生は人権について考えている。案外、大人の方が、人権意識が薄いのではないか。だから、いつまで経っても人権問題を軽視しているところがある。そのために地域の活動には多くの方が参加してほしい。

E委員

身体障害者協会の会員数が減っており、高齢化が問題となっている。このままでは会が5年も持たないと感じている。また、ゆずりあい駐車場に、健常者が平気で停めているのも凄く困っている。

座長

F委員は執行者側であるので、次の委員の意見を聞きたい。

G委員

役割と責務の話で、事業者の責務と決定した。このことを事業者に理解してもらうことが、商工会議所の責務と考えている。

H委員

人権啓発員をしているが、人権は本音と建て前を使い分けている。まちかどフォーラムに関わっているが、本音の中にどう入っていくかが難しい。

## I 委員

自分も含めてであるが、人権ということについて知らない、無意識でやっている人が多いので、自分なりに啓発を行っていかないといけない。条例を作らないといけない世の中であるのが悲しい。条例には当たり前のことが書かれている。何をすれば皆が生きやすい世の中になるのか。

## J 委員

小さい時から人権を学ぶことは大事である。こども園に勤めているが、大人の不用意な発言を、3～4歳の子どもでも感じ取っている。なので、大人の発言、言葉や行動は注意しなければならない。先ほど、責務の話が出てきたが、大人は責任を自覚する必要がある。子供にはインクルーシブの理念や思いの土台作りが大事である。

## K 委員

民生児童委員から、人権というものは守秘義務の問題からオープンに出来ない。聞かせて頂いていたら、どうにかなった案件もあり、それまでに相談できていたらと思うこともあった。行政や民生委員などが、それぞれ話し合う機会が無いので、対応策を考える時期である。それぞれの責務を重く感じながら行動している。皆さんが言っているように、子どもの頃から家庭内で、良いことも悪いことも話し合っていたらと思うこともある。

## L 委員

条例、人権も難しい。家に92歳の母親がいる。その年齢になっているのに、デイサービスに行ったら、他人のこと上から目線でものを言う。孫は人権教育を受けているので、言うてはいけないことは判っている。母親は人権教育を受けていない世代である。このことから、小さい時からの人権学習は大事である。

## 座長

条例化することは重みを出し、強い意思表示の現れである。条例だけ作って終わりではなく、これから頑張ってもらいたい。それでは、C先生から総括をお願いしたい。

## 座長職務代理者

人権は話し合いである。この懇話会のように1人1人が話し合うことが、1人1人を大事にすることにつながる。家族、職場や団体等で話し合っていて決めていくことが、この条例の基本である。あたたかく、お互いを受け入れる懇話会の中で、真摯な議論で条例が確定していくことに敬意を表したい。座長においては、懐の深い司会進行で、懇話会をリードして頂いたことに感謝したい。事務局も丁寧な審議ができるレジメで良かった。ありがとうございました。

座長

今後、パブリックコメントをした際、条例を大きく変更する場合、私とC先生で最終確認することを了承していただきたい。

(異議なし)

## (2) 今後のスケジュールについて

再度、誤字脱字がないかなどを事務局で確認したあと、7月からパブリックコメントを実施する。そこでご意見があったら、その内容を反映させ、さらに修正を加えた上で条例案の完成とする。その後、9月議会に本条例案を上程して、議会での審議の後、議決されれば、この条例は10月1日から施行される。

## (3) その他

次長

4月に懇話会委員の委嘱をさせていただいて、全2回ではあったが、専門的な見地から貴重なご意見・ご指摘を賜り、まことにありがとうございました。また、座長・座長代理におかれましては、審議の取りまとめにご尽力いただきましたこと、感謝申し上げます。おかげさまで立派な条例素案がまとまった。あとはこの条例が施行された後、いかにこの条例の理念に基づいて、現実のものにするかが問われている。私ども行政職員も、高い人権意識を身に付け、人権に配慮した業務遂行を心掛け、すべての市民の人権が保障されたまちづくりに励んでいく。引き続き、皆さまのご支援、ご協力をお願いいたします。ありがとうございました。

## 7. 閉会